

別紙 2

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	201
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-17
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-17に基づき技術移転兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する特定試験研究機関等（人事院規則14-17に基づく特定試験研究機関等をいう。）の研究職員が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
実施主体	特定試験研究機関等
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	202
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-18
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等（人事院規則14-18に基づく試験研究機関等をいう。）の研究職員が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
実施主体	試験研究機関等
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

番号	510
特定事業の名称	特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>刑事施設においては、被収容者の収容及び処遇に関する事務をつかさどるところ、その内容としては、収容の目的を達成するために被収容者に対し処分等を行う権力的な事務から給食、洗濯、清掃などの非権力的な事務まで幅広い事務を行っている。これらの事務については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、刑事施設の長又は刑務官により処理することが前提とされており、その処理の権限を刑事施設の長又は刑務官以外の者に委任することは認められていない。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に刑事施設（当該構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用することとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなく、かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資するものとして法務大臣が定める要件（※1）に該当する刑事施設をいう。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地域経済の活性化を図るため、当該刑事施設において当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該刑事施設の長は、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（以下「管轄矯正管区長」という。）の登録を受けた法人（当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に、当該刑事施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における同法その他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務のうち、以下に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。</p> <p>（1） 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施</p> <p>（2） 受刑者の分類のための調査の実施</p> <p>（3） 被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）</p> <p>（4） 被収容者の着衣、所持品及び監房の検査並びに健康診断の実施（（1）に掲げるものを除く。）</p> <p>（5） 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施</p> <p>（6） 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助</p> <p>（7） 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助（信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法（※2）によるものに限る。）</p> <p>（8） 被収容者の携帯する物の領置及び被収容者に対する差し入れの許否の処分をするために必要な検査の実施</p> <p>（9） 被収容者の領置物（金銭を除く。）の保管</p> <p>（10） その他（1）から（9）の事務に準ずるものとして政令で定める事務</p> <p>2. 上記1. の登録は、法務省令（※4）で定めるところにより、委託を受けて上記1.（1）から（10）に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事務の範囲を限って行う。</p> <p>3. 管轄矯正管区長は、上記2. による申請をした法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>（1） 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。</p> <p>（2） 下記6. により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p>（3） 役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。下記5. において同じ。）のうちに以下のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は下記8. に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>4. 刑事施設の長は、上記1. による委託をしたときは、その委託を受けた法人（以下「受託者」という。）に対し、当該委託に係る事務（当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下「委託事務」という。）の実施の基準その他必要な事項を示すものとする。</p>

5. 刑事施設の長は、受託者又は委託事務従事者（受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下同じ。）が、下記7. 若しくは下記8. に違反し、上記4. により刑事施設の長が示した事項に違反し、又は委託事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

6. 管轄矯正管区長は、上記1. の登録を受けた法人が以下のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正な手段により上記1. の登録を受けたとき。

(2) 上記3. の(1)又は(3)のいずれかに該当しないこととなったとき。

(3) 法第11条の規定若しくはこれに基づく命令又は上記5. による指示に違反したとき。

7. 受託者は、上記3. の(3)アからウまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。

8. 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。）。

9. 委託事務従事者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(※1) 告示において、(1) 都道府県警察、消防機関、保健所等の関係機関、及び自治会、業界団体等の関係団体からの理解と協力が得られ、緊密な連携が確保されていること、(2) 犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないことを要件として定める。

(※2) 告示において、(1) 信書の検査は、外形の検査及び内容の検査に分けて実施すること、(2) 外形の検査は、(イ) 受信書にあっては、受取人が収容されているかどうか、(ロ) 受刑者の信書にあっては、信書を発受することを禁止された者であるかどうか、(ハ) 受刑者が発する信書にあっては、制限された通数を上回っているかどうか、(ニ) 信書以外の物若しくは書類、第三者あての信書若しくは第三者からの信書又は危険物若しくは禁制品が混入しているかどうかについて実施すること、(3) 内容の検査は、(イ) 暗号の使用その他の理由によって、理解できない内容であるかどうか、(ロ) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(ハ) 発受によって、施設の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(ニ) その他(イ)から(ハ)に掲げる事項に準ずる記述があるかどうかについて実施すること、(4) 外形の検査と内容の検査は、同一の者が行うことはできないこと、(5) 委託事務従事者は、検査の結果、信書の全部又は一部が(2)又は(3)のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、直ちに当該信書を刑務官に提出することを方法として定める。

(※3) 政令において、(1) 収容の開始に際して行う被収容者の指静脈の情報（個人の識別のために用いられる電子計算機の用に供するための指静脈の画像情報をいう。）の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による採取の実施、(2) 受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他これらに類する事務の実施を事務として定める。

(※4) 法務省令において、登録を受けようとする法人は、管轄矯正施設の長に(1) 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、(2) 事務を行おうとする事務所又は事業所の名称及び所在地、(3) 事務を開始しようとする年月日、(4) 事務の範囲を記載した申請書を提出し、当該申請書には、(1) 事務を行うに足りる技術的能力を説明する書類、(2) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、(3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書、(4) 役員の住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。）及び当該役員が上記3. の(3)アからウのいずれにも該当しないことを誓約した書面を添付することを定める。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成21年度中に全国展開される予定となっています（「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出済み）。

番号	511・929
特定事業の名称	特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、医療法
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律には、国が刑事施設内に開設した病院等の管理を他の医療機関に委託しようとする場合において、管理を受託した医療機関に対する国の監督規定が設けられていないことから、病院等の管理を委託することができない。 また、刑事施設内の設備等を被収容者以外の者に利用させることは想定されておらず、他の医療機関に地域住民への医療を提供するため診療設備等を利用させることができない。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に刑事施設（その施設内に国が開設した病院又は診療所（以下「施設内病院等」という。）の管理を公的医療機関開設者等（当該地方公共団体又は医療法第31条に規定する者その他政令で定める者（※）であつて当該地方公共団体が指定するものをいう。以下同じ。）に行わせることが当該刑事施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものをいう。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため、当該刑事施設の建物の一部、設備、器械及び器具（以下「診療設備等」という。）が被収容者以外の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該施設内病院等の管理を行わせるとともに、被収容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設者等に当該刑事施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させることができる。 2. 法務大臣は、上記1. の委託に係る施設内病院等の管理の適正を期するため、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 3. 上記1. に係る施設内病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであった者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （※）政令において、（1）医療法第7条の2第1項第2号から第8号までに掲げる者及び同条第6項に規定する独立行政法人、（2）国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人、（3）社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、（4）民法第34条の規定により設立された法人とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成21年度中に全国展開される予定となっています（「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出済み）。

番号	824
特定事業の名称	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第93条第2項、第113条第3項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	第93条第2項 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。 第113条第3項 第81条、第89条、第92条、第93条、第96条から第100条まで、第101条第2項、第102条、第103条第1項及び第104条第2項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。
特例措置の内容	校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、36単位までの単位認定を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成21年度中に全国展開される予定となっています。

番号	830
特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第5条第7項、第9条第2項、第10条第2項、第20条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。
特例措置の内容	<p>1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第12条第1項に規定する特別の事情、同法第13条第1項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の(1)から(3)に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第5条第7項、第9条第2項、第10条第2項、第20条及び別表第3は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 構造改革特別区域法第12条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>(2) 同法第13条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>(3) その他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者</p> <p>第5条第7項 免許状は、都道府県の教育委員会（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）にあつては、当該市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。）が授与する。</p> <p>第9条第2項 特別免許状（特例特別免許状を除く。）は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。</p> <p>第10条第2項 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者（当該免許状（特例特別免許状を除く。）を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）に返納しなければならない。</p> <p>第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）で定める。</p> <p>別表第3の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。</p> <p>2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	911-2
特定事業の名称	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第40条、第75条 ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について（平成20年3月27日付け基発第0327003号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転については、安全管理、運転管理、保全管理等の認定要件を満たさなければならない。
特例措置の内容	一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理、運転管理及び保全管理（以下「安全管理等」という。）に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の（1）及び（2）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講ずることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとする。 （1）一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順 （2）（1）の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策
同意の要件	上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）及び（2）の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	934
特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>(1) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第63条、第64条、第66条、第67条</p> <p>(2) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第4章第5節 基準該当生活介護に関する基準</p> <p>(3) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第5章第5節 基準該当児童デイサービスに関する基準</p> <p>(4) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第6章 短期入所に関する基準</p> <p>(5) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第9章第5節 基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準</p> <p>(6) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第10章第5節 基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>(1) (ア) 第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業員の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務を、1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。(略)</p> <p>(イ) 第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ) 第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を25人以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。</p> <p>一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで</p> <p>二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで</p> <p>(エ) 第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>二 宿泊室</p> <p>イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>ニ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。(略)</p> <p>(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」)</p>

(2) 第94条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

(3) (ア) 第108条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当児童デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

イ 障害児の数が十までは、二以上

ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 基準該当児童デイサービス事業所ごとに、一以上

2 (略)

(イ) 第109条 基準該当児童デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

(4) (ア) 第115条 法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限る。）が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限る。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。
- 一 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（入所によるものを除く。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ 指定生活介護、指定児童デイサービス、第137条に規定する指定共同生活介護、第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第185条に規定する指定就労継続支援A型、第198条に規定する指定就労継続支援B型、第207条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援（入所によるものを除く。）のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間以外の時間 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数
- (1) 当該日の利用者の数が6以下 1以上
- (2) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合
- 前号の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の(1)又は(2)に掲げる数
- (イ) 第117条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。
- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することのできるものとする。
- （「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）
- 4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。
- 5 前項に規定する設備の基準は次のとおりとする。
- 一 居室
- イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。
- ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 食堂
- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。
- 三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 洗面所
- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 五 便所
- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

	<p>(5) 第163条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）</p> <p>(6) 第172条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）</p>
特例措置の内容	<p>居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、また、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児（者）関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害児（者）が利用できるようにする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1105
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第48条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）はその対象となっていない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1.の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2.に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に依じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。</p> <p>(2) 保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第4項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。</p> <p>2. 条件</p> <p>(1) 電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないこと。</p> <p>(2) 出力30キロワット未満であること。</p> <p>(3) 最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>(4) 最高使用温度が1,400度未満であること。</p> <p>(5) 発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。</p> <p>(6) ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。</p> <p>(7) 同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電気的に接続されていないこと。</p> <p>(8) 公衆が容易に触れないための措置がなされていること。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.の事項の内容が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1131 (1143、1145)
特定事業の名称	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令(平成19年経済産業省令第79号)附則第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令附則第3条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知識(以下「免除対象科目」という。)が課せられている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の1. から4. に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による初級システムアドミニストレータ試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座(e-ラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。)を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。 1. 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 2. 修了認定の基準 3. 修了認定に係る試験の実施方法 4. 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験項目
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項1. から4. の内容について、現行の規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること。
特例措置に伴い必要となる手続き	認定講座を開設した者(以下「開設者」という。)は、修了認定に係る試験を実施するに当たって、次の1. 又は2. の手続を行わなければならない。 また、開設者は認定講座の修了を認めた者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあっては、機構)に通知しなければならない。 1. 修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。 2. 修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)から提供を受ける場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。

※ この特例措置は、情報処理技術者試験制度の改定により、平成21年4月30日をもって廃止される予定となっています。